



固定資産の所有者が1月1日現在で亡くなっている場合は、相続が完了するまでの間、相続人の中から代表者を申し出てもらい、代わりに納税を行う必要があります。

相続人(市内に住所のある方、亡くなった方と同居していた方など)に届出書を送付していますので、提出をお願いします。

相続が完了するまでの納税はどうなるの？

登記されている土地・家屋の相続手続きは法務局で行いますが、未登記家屋の手続きは市役所で行う必要があります。

相続の手続きをしないと、亡くなった方の名義で土地や家屋が残ることになり「売買できない」「2次3次の相続が発生する」など、さまざまな問題が起きる恐れがあります。忘れずに相続の手続きをお願いします。

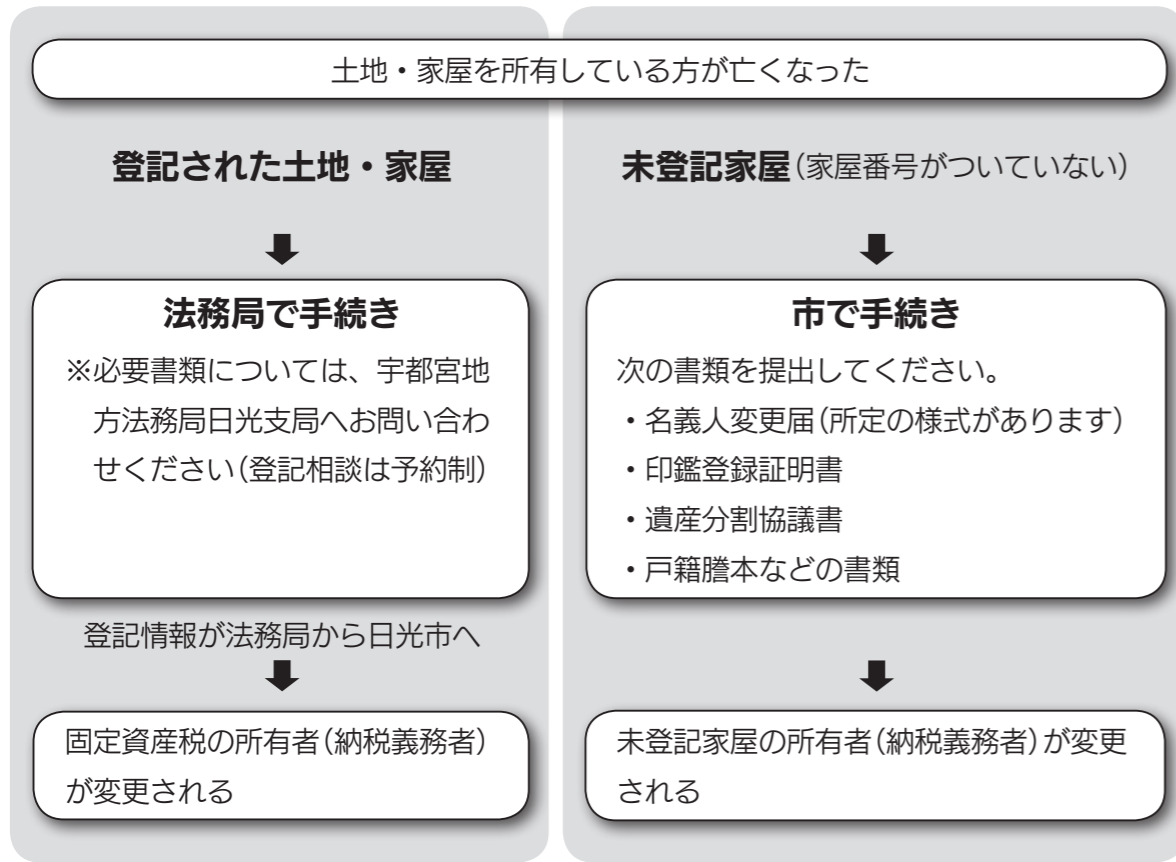
土地や家屋といった固定資産を所有している方が亡くなった際は、相続の手続きが必要になります

固定資産の相続の手続きはお済みですか

くわしくは 税務課 資産税係 ☎(21)5114



相続手続きの流れ



ご存じですか、法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、法務局で各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まっています。

この制度は、相続手続きの簡素化を目的とした制度です。戸籍などの書類を添付した申し出に対して、法務局の登記官が法定相続人が誰であるかを確認し、証明書を無料で交付するものです。相続登記のほか、金融機関の預貯金の払い戻しなど、相続手続き全般に利用することができ、戸籍謄本などを何度も出し直す必要がなくなり時間の短縮になります。詳しくは下記までお問い合わせください。

宇都宮地方方法務局日光支局 ☎21-0309(来庁される場合は事前にご予約ください)

原付バイク、農耕用作業車など
所有・購入の皆さん



農耕用トラクターやコンバインにナンバープレートはついていませんか？

乗用装置のある農耕用トラクターやコンバイン、フォークリフトは小型特殊自動車に該当し、原動機付自転車と同様、軽自動車税の課税対象となります。使用していなくても、所有していれば課税となるため、市が交付する課税標識をつける必要があります。公道を走行しなくても取り付けなければなりません。

現在、ナンバープレートがついていない車両を所有している場合、申告手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。

くわしくは 税務課 市民税係 ☎21-5113

■申告しないとどうなるの？

軽自動車等の所有者等または売主が正当な理由がなくて申告または報告をしなかった場合においては、10万円以下の過料となります(日光市税条例第88条)。

■対象になる車両

- 原動機付自転車：総排気量125cc以下、定格出力1.00kw以下のもの
- 小型特殊自動車(乗用装置を有するもの、下表のとおり)

区分	農耕作業用自動車	その他の特殊自動車
構造	農耕トラクター、コンバイン、動力運搬車、田植機など	ショベルローダー、ロードローラー、フォークリフトなど
車両の大きさ	長さ	4.7m以下
	幅	1.7m以下
	高さ	2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	時速35km未滿	時速15km以下

※上記の範囲外の場合は、大型特殊自動車に該当し、固定資産税(償却資産)の課税対象となります

■交付の際の申告が必要となるもの

事項	申告に必要なもの
販売店から購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・新所有者、使用者の印鑑 ・販売証明書 ・届出者(来庁者)の身分証明書
市内の人から譲り受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・新所有者、使用者の印鑑 ・譲渡証明書(旧所有者の氏名記載、印鑑押印あり) ・届出者(来庁者)の身分証明書
市外の人から譲り受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・新所有者、使用者の印鑑 ・他市町の廃車確認書(譲渡証明書欄に旧所有者の氏名記載、印鑑押印あり) ・届出者(来庁者)の身分証明書 ・車名(メーカー名)、車台番号、排気量が明記してあるもの
廃棄、売却などで所有しなくなったとき 市外の人に譲り渡すとき	<ul style="list-style-type: none"> ・現所有者、使用者の印鑑 ・ナンバープレート ・届出者(来庁者)の身分証明書

■ナンバープレート交付・申告の手続きは

税務課または各行政センター市民サービス係で申告を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

■使わなくなった車両とナンバープレートは

所有していることでナンバープレートの取り付け(軽自動車税)の対象となりますが、車両を処分(譲渡含む)した場合はナンバープレートを税務課または各行政センター市民サービス係まで返却してください。

※ナンバープレートの交付や廃止に手数料はかかりません